



けんしん

問 健康増進課 TEL24-5770

年齢や加入している健康保険証の種類によって受診できるけんしんが異なります。詳しくは、5月に郵送します「けんしんスタートブック」を確認してください。「けんしんスタートブック」は、受診の際にも必要になります。

個別健診 ※実施医療機関については、「けんしんスタートブック」を確認してください。

個別健診は、市内の協力医療機関で受けるけんしんです。

項目	対象者	自己負担金	内容
特定健康診査	40歳以上の佐野市国民健康保険被保険者	無料	問診、計測、血圧、採血、検尿、心電図、診察など
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者	無料	
大腸がん検診	40歳以上の方	600円	検便(2日分)
肺がん検診	40歳以上の方	700円	胸部レントゲン。医師の判断で、必要な方には喀痰検査をします(負担金500円)。
前立腺がん検診	50歳以上の男性	1,000円	血液検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	1,500円(頸部のみ) 2,600円(頸部+体部)	細胞診。医師が必要と判断した場合、体部の検査も行います。
乳がん検診	40歳以上の女性	2,100円	視触診、マンモグラフィ
歯周疾患検診	40・50・60・70歳	800円	歯や歯肉の状態、口腔内の清掃状況などを調べます。
後期高齢者歯科健康診査	75・80・85歳	無料	

集団健診 ※日程については、「けんしんスタートブック」を確認してください。

- 集団健診は、地域の公民館や保健センターなどを会場に実施します。
- 全てのけんしんが予約制になります。お電話やインターネットなどでの予約が可能です。

項目	対象者	自己負担金	内容
特定健康診査	40歳以上の佐野市国民健康保険被保険者	無料	問診、計測、血圧、採血、検尿、心電図、診察など
後期高齢者健康診査	後期高齢者医療被保険者	無料	
胃がん検診	40歳以上の方	バリウム検査800円、リスク検査800円	バリウム検査、リスク検査(該当年齢で未受診の方)
大腸がん検診	40歳以上の方	300円	検便(2日分)
肺がん検診	40歳以上の方	200円	胸部レントゲン
前立腺がん検診	50歳以上の男性	300円	血液検査
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	800円	頸部細胞診(妊婦健診優先)
乳がん検診	30歳以上の女性 (マンモグラフィは40歳以上)	超音波+マンモグラフィ1,000円、 超音波のみ400円	超音波、マンモグラフィ
肝炎ウイルス検診	40歳以上の方で、未検査の方	B+C 500円/Cのみ 400円/Bのみ 100円	血液検査

無料になる方

(1)70歳以上の方 (2)65歳～69歳で後期高齢者被保険者証をお持ちの方(要証明) (3)生活保護を受けている方(要証明) (4)市民税非課税世帯および所得基準額以下の世帯に属する方(要事前申請)

高齢者予防接種

問 健康増進課 TEL24-5770

佐野市に住所のある方の予防接種(高齢者インフルエンザ・高齢者肺炎球菌ワクチン)の費用を一部助成します

種類	対象者※	自己負担額	注意事項
高齢者肺炎球菌	過去に肺炎球菌ワクチン(23価ワクチン)の接種を受けたことがなく、年度内に65歳となる方	4,000円	新型コロナワクチン接種の前後2週間は接種できませんので、ご注意ください。
高齢者インフルエンザ	満65歳以上の方	1,000円	新型コロナワクチン接種との同時接種が可能です。

※接種日に60歳以上65歳未満の方であって、心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に身体障害1級相当の障がいのある方も対象となります。

医療機関に身体障害者手帳または医師の診断書の提示が必要です。

※生活保護の方は自己負担額が無料になります。医療機関に生活保護受給証明書の提示が必要です。

休日・夜間の急病

問 健康増進課 TEL24-5770

▶ 佐野休日・夜間緊急診療所

問 TEL24-3337 (植上町1677:佐野医師会病院内)

休日や夜間に、けがをしたり、身体の具合が悪くなったりしたときは、佐野休日・夜間緊急診療所をご利用ください。休日の昼間の時間は、小児科医が必ず勤務しています。なお、受診の際は保険証やお薬手帳をお持ちください。

診療時間および診療科目

	診療時間 ※ただし、1月1日は午前10時からの診療になります。	診療科目
休日 (日曜日、祝休日、 年末年始含む)	午前9時～午後4時30分 ※正午～午後1時30分は除く	内科、小児科、 外科
	午後7時30分～午後10時30分	内科、小児科 (年末年始は外科も夜間診療を行います)
平日 (月～土曜日)	午後7時30分～午後10時30分	内科、小児科

佐野休日・夜間緊急診療所の診療時間外の場合

- 佐野厚生総合病院 TEL22-5222
- 佐野市民病院 TEL62-5111

※診療科目・対応可能日などに限りがありますので、必ず事前に電話でお問い合わせください。

健康・医療

佐野市より市民のみなさまへ

体がいいこと、はじめよう！続けよう！



佐野の美味しい野菜や果物を食べよう！

生活習慣病のリスクを減らす効果があります。野菜から食べるベジファーストでさらに健康度アップ。



けんしんを受けよう！

特定健診、がん検診、歯科検診を受けて、自分の身体の健康状態を確認しましょう。けんしんスタートブックを活用してお得に受けることができます。けんしんの結果、要精密検査の場合は、必ず精密検査を受けましょう。



体を動かそう。自分に合った運動を続けよう！

体を動かすことが得意な人もいれば、苦手な人もいます。健康づくりのためにはどんな人にとっても運動は大切です。



つながろう！

社会的つながりが、健康状態に影響することがわかっています。

〈 広告 〉

医療法人 翼望会

長島医院

日曜日午前診療

診療時間 (休診日 祝日)

午前 9:00～12:00

午後 3:00～6:00

佐野市葛生東1-10-27

☎84-1108

▶ 佐野休日歯科診療所

問 TEL24-7575 (大橋町2182:佐野歯科医師会館内)

診療時間 日曜日、祝休日、お盆(2日程度)、年末年始 午前9時～正午

※事前に電話でご連絡ください。また、受診の際は保険証やお薬手帳をお持ちください。

国民健康保険診療所

問 健康増進課 TEL24-5770

施設名	所在地	受付時間	休診日	TEL・FAX番号
佐野市国民健康保険 野上診療所	〒327-0302 白岩町361	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	水曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL67-1210 FAX67-1227
佐野市国民健康保険 新合診療所	〒327-0321 閑馬町668	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	金曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL65-0700 FAX65-0750
佐野市国民健康保険 飛駒診療所	〒327-0231 飛駒町1190	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	火曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL66-2013 FAX85-7212
佐野市国民健康保険 常盤診療所	〒327-0514 仙波町77	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	月曜日、水曜日、木曜日、 土曜日、日曜日、祝日、 年末年始	TEL85-3009 FAX85-3081
佐野市国民健康保険 氷室診療所	〒327-0516 水木町892	午前8時30分～11時30分 午後1時～4時30分	火曜日、土曜日、日曜日、 祝日、年末年始	TEL87-0034 FAX87-0260

歯周病予防診断チェック

- 歯に歯垢がたまっていないか？
- 歯ぐきが赤く充血し、腫れていないか？
- 歯を磨いたときに出血しないか？
- 歯ぐきがむずがゆい感じがしないか？
- 口の中が嫌なにおい(口臭)がしないか？
- 歯ぐきを押しすと臭い膿みが出ないか？
- 食べ物がよく歯にはさまらないか？
- 水を飲むと歯や歯ぐきにしみないか？
- 朝起きたときに、口の中がねばついているか？
- 歯が少しぐらぐらしないか？
- 歯ぐきが腫れ、痛まないか？
- 歯が長く見えるようになっていないか？

ひとつでも
心当たりがある場合は、
早めに歯科検診を！





介護保険制度

問 介護保険課 TEL20-3022

介護保険制度は、介護を社会全体で支えるための制度で、利用者の希望を尊重した総合的な介護サービスを安心して受けられます。サービスを希望される方は、「要介護(要支援)認定」が必要ですので申請してください。

加入対象者

- ①第1号被保険者(65歳以上の方) ②第2号被保険者(40歳～64歳で医療保険に加入している方)

介護保険料の決め方

①第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料

保険料は所得などによって階段が分かります。65歳以上の方の保険料は、佐野市の介護サービス費用が賄えるよう算出された「基準額」を基に決まります。佐野市の第8期介護保険事業計画期間(令和3年度～令和5年度)の「基準額」は以下のとおりです。

佐野市の基準額(年額)70,200円(月額)5,850円

所得段階	対象となる方	調整率	保険料(年額)
第1段階	生活保護を受けている方、世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受けている方、世帯全員が住民税非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.30	21,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	0.50	35,100円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	0.65	45,600円
第4段階	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	0.90	63,100円
第5段階(基準額)	本人は住民税非課税だが、世帯内に住民税課税の方がいて、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	1.00	70,200円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.25	87,700円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.35	94,700円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.65	115,800円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上370万円未満の方	1.80	126,300円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が370万円以上500万円未満の方	1.90	133,300円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.05	143,900円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上の方	2.20	154,400円

- 合計所得金額・・・「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は、年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除差し引き後の金額です。
- 第1段階～第3段階の保険料は公費により軽減されています。

〈 広告 〉

「自由でわがままな暮らしをサポートさせていただきます」



食へのこだわり

快適な住環境

ペットと一緒に生活できます

介護付
有料老人ホーム

みおき 佐野

24時間常駐スタッフでより安心できる介護を提供いたします

佐野市堀米町820-5 ☎ 0120-653-214



②第2号被保険者(40歳～64歳の方)の保険料 加入している医療保険によって決め方、納め方が違います。

	決めり方	納め方
国民健康保険の方	世帯にいる40歳～64歳の介護保険対象者の人数や所得などによって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、国保の保険税として世帯主が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、健康保険料として給与から差し引かれます。

要介護(要支援)認定の手順

①申請	必要なもの＝申請書、被保険者証 ※40歳～64歳の方は医療保険の被保険者証も必要です。 ※申請は本人・家族などのほか、居宅介護支援事業者や地域包括支援センター、介護保険施設などに代行を依頼することもできます。 (注)入院中の方は、医師と相談してから申請してください。
②主治医の意見書	市の依頼により主治医が意見書を作成します。
③訪問調査	市の担当職員などがご自宅を訪問し、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて聞き取り調査を行います。
④一次判定	訪問調査の結果や、主治医の意見書の一部の項目をコンピュータ入力し、一次判定を行います。
⑤二次判定	一次判定や主治医の意見書などを基に、保健、医療、福祉の専門家が審査判定します。
⑥結果の通知	申請からおおむね30日(特別な理由により30日を超える際には、延期通知にてお知らせします)。要介護度に応じて、利用できるサービスや介護保険で認められる月々の利用限度額などが違います。

介護保険で受けられる介護サービス

居宅介護支援

ケアマネジャー(介護支援専門員)がケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。ケアプランの作成および相談は無料です(全額を介護保険で負担します)。

介護予防支援

地域包括支援センターの職員が中心となって、介護予防ケアプランを作成するほか、利用者が安心して、介護予防サービスを利用できるよう支援します。介護予防ケアプランの作成やその他の相談は無料です(全額を介護保険で負担します)。

居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> 訪問介護(ホームヘルプサービス) 訪問入浴介護 訪問リハビリテーション 居宅療養管理指導 訪問看護 通所介護(デイサービス) 通所リハビリテーション(デイケア) 短期入所生活介護(ショートステイ) 短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 特定施設入居者生活介護 福祉用具貸与 特定福祉用具購入 居宅介護住宅改修
介護予防サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問リハビリテーション 介護予防居宅療養管理指導 介護予防訪問看護 介護予防通所リハビリテーション(デイケア) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ) 介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ) 介護予防特定施設入居者生活介護 介護予防福祉用具貸与 介護予防福祉用具購入 介護予防住宅改修
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)(原則要介護3以上の方) 介護医療院 介護老人保健施設(老人保健施設)(要支援の方はご利用できません)
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> 地域密着型通所介護 小規模多機能型居宅介護 認知症対応型通所介護 看護小規模多機能型居宅介護(要支援の方はご利用できません) 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(要支援1の方はご利用できません) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(原則要介護3以上の方)

< 広告 >

最善の技術だけが、
生命と医療をサポート出来ると考えます。

私達は総合医療機器の開発メーカーです

フォルテ クロウ メディカル 株式会社
 FORTE GROW MEDICAL co.,Ltd

本 社 〒327-0003 栃木県佐野市大橋町1647番地
 TEL: (0283) 22-2801(代) FAX: (0283) 21-2558
 営業所 〒101-0026 東京都千代田区神田佐久間河岸51 第一スービル #5F
 TEL: (03) 3863-1901(代) FAX: (03) 3863-1905

24時間管理スタッフ常駐
低費用で在宅介護を支援
自由で明るい生活を送みましょう

詳細はこちら


在宅介護支援住宅 もり
アイビスの杜

〒327-0844 佐野市富岡町370番地2
 お問い合わせ先
TEL: 0283-85-7018 FAX: 0283-85-7019

手すり一本で暮らしが変わる!
 住宅改修のなかよし

「暮らしの困りごと」
解決します!

代表 中山 芳寿


ご利用者様が「住み慣れた家で、いつまでも元気に暮らせるように。」
 私たち「なかよし」はご利用者様の愛着のあるご自宅にお伺いし、
 日々精進し活動しております!
 「暮らしの困りごと」の解決を、ぜひお任せ下さい!





■佐野市若宮下町2-22
 ■TEL: 0283-85-8917 ■FAX: 0283-85-8918
 ■営業時間/8:30~17:30 ■定休日/土曜・日曜・祝日
 ■URL: https://www.jukai-nakayoshi.com
 ■E-mail: info@jukai-nakayoshi.com

介護予防・日常生活支援総合事業

問 いきいき高齢課 TEL20-3021

市民の皆様が要介護等状態になることを予防するとともに、要介護等状態となった場合でも、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として実施しています。

▶ 介護予防・生活支援サービス事業

介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスその他の生活支援サービスを提供します。既存の事業者だけではなく、住民による支援などもあります。

対象者

- ①要支援認定を受けている方
- ②基本チェックリストにより事業対象者となっている方

▶ 一般介護予防事業

65歳以上の方を対象に、健康づくりや介護予防に関する各種講習会を開催しています。各地区公民館やいきいき元気館で開催する介護予防教室は、広報さのなどでお知らせしています。

- ハツラツ元気体操…週1回の体操を行い、筋力の強化を図ります。おおむね65歳以上の団体(10人以上)を対象に実施します。
- 団体向け介護予防教室…65歳以上の団体(5人以上)を対象に年14回まで無料で講師を派遣します。

※詳しくは、いきいき高齢課または地域包括支援センターにお問い合わせください。

地域包括支援センター

問 いきいき高齢課 TEL20-3021

地域包括支援センターは、高齢者の健康、生活、財産、権利などを守るために置かれている機関です。困ったことや悩み事があるときは、地域包括支援センターへご相談ください。

地域包括支援センターは次のようなご相談をお受けしています

介護や介護予防に関すること

- 介護保険の使い方が分からない
- 要介護認定の申請をしたいが、一人暮らしで体調も優れないので申請の代行をお願いしたい
- 「要支援1」「要支援2」または「事業対象者」に該当となり、介護予防サービスを利用したい
- ケアマネジャーや介護保険サービス事業所、施設のことについて知りたい
- 佐野市で開催している介護予防教室に参加したい

さまざまな相談事

- 近所の一人暮らしの高齢者が心配
- 最近、老親の物忘れが心配

権利を守ること

- 悪質な訪問販売の被害に遭って困っている
- 1人で介護をしていて疲れてしまった
- 虐待に遭っている様子の人がいる

福祉

〈 広告 〉

人の手のぬくもりによる体の回復と入浴による心のいやしをご提供いたします。

4種類のお風呂 無料で整体

飯田整体デイサービス ぬくもり

佐野市飯田町209-1 ☎ 0283-20-1244

見学、体験等お気軽にお越しください。

ショートステイ ぬくもり

佐野市飯田町209-1 ☎ 0283-27-2011

 **有限会社かたくり**

ご利用者様の生活ひとつひとつをサポートし、さらに必要なケアやサポートをいたします。

サービス付き高齢者向け住宅 ぬくもりホーム

佐野市若宮上町7-15 ☎ 0283-22-5790

介護に関する悩み、ご相談下さい。

グループホームほっとステイ 万葉の里

佐野市橋本町3128-5 ☎ 0283-62-8900

 **有限会社かたくり**

あたたかい心、あたたかい環境の中、感謝と笑顔に包まれて、心あたたまる幸せを感じ合う

社会福祉法人 縁盛会 温寿苑

特別養護老人ホーム 小規模多機能ホーム
ショートステイ 居宅介護支援センター

佐野市馬門町1470番地
☎ 0283-85-9150



市内の地域包括支援センター

市では5カ所の地域包括支援センターに委託し、担当地区ごとに支援を行っています。

(令和5年4月1日現在)

地域包括支援センター	担当日常生活圏域
さの社協 TEL 22-8129 大橋町3212-27 (佐野市総合福祉センター内)	佐野 犬伏
佐野市医師会 TEL 20-2011 植上町1677 (佐野医師会病院内)	植野 界 吾妻
佐野厚生 TEL 27-0100 堀米町1728 (佐野厚生総合病院内)	堀米 旗川 赤見
佐野市民病院 TEL 62-8281 田沼町1832-1 (佐野市民病院内)	田沼 田沼南部 栃本 田沼北部 戸奈良 三好 野上 新合 飛駒
くずう TEL 84-3111 あくと町3084 (葛生あくと保健センター・佐野市社会福祉協議会葛生支所内)	葛生 常盤 氷室

自立した高齢者の利用する福祉施設

問 いきいき高齢課 TEL 20-3021

養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、健康状態に問題がなく、環境や経済的な理由により現在の住まいでは生活することが困難な方が入所できる施設です。

入所には市の措置が必要になります。

施設名	所在地	電話
悠生園	寺久保町238	25-0540

〈広告〉

— お客様の若さを保つお手伝い —

ロコモーション

美容室
エイジングケア 専門サロン

高齢の方、免許を返納された方、自分で美容室へ行けない方
60歳以上の方対象

無料で送迎

いたします。

対応店舗
美容室ロコモーション YOO-HOO佐野店 デューポイント佐野店

TEL.0283-85-8031
TEL.090-4539-6565
佐野市若松町123

※店舗から半径5km以内のエリア、店休日以外の平日のみとさせていただきます。詳しくはお問い合わせ下さい。

訪問看護ステーション
居宅介護支援事業所
ケアマネジャー

マザーの家

介護・医療のこと
なんでもご相談ください

☎0283-85-7771

佐野市中町942-1
☎0120-970-562

自然に囲まれながら
音楽と四季を感じる
ちまっと優雅な暮らしを

サービス付き高齢者向け住宅

Chai

— チャイ —

〒327-0504 佐野市中町1157
☎0283-55-7333
FAX 0283-55-7337

お気軽にお問合せ下さい

在宅生活を支援するサービス

問 いきいき高齢課 TEL 20-3021

高齢者福祉タクシー運賃助成

後期高齢者医療被保険者証または運賃助成利用者証の提示で、高齢者の方の日常生活で必要とされる医療機関などへの通院・通所、市内での買物、市内の公共施設や金融機関を利用する際のタクシー運賃の3割(1回の利用における助成額の上限1,500円)を助成します(利用者証は市役所などで申請する必要があります)。

対象者

- 75歳以上の方
- 70歳以上74歳以下の方で、高齢者のみの世帯の方

高齢者生活路線バス運賃助成

後期高齢者医療被保険者証または運賃助成利用者証の提示で、生活路線バスの普通運賃などの1回の支払いなどにつき150円を助成します(利用者証は市役所などで申請する必要があります)。

対象者

- 70歳以上の方

高齢者はり・きゅう・マッサージ券

保険適用外のはり・きゅう・マッサージなどの施術を受ける場合に、1回につき800円の助成券(年間6枚)を交付します。

対象者

- 70歳以上の方
- 65歳以上の方で、
 - (1)身体障害者手帳1、2級の方
 - (2)療育手帳A、A1、A2の方
 - (3)精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

▶ 紙おむつ券の給付

佐野市の介護保険の第一号被保険者(65歳以上)で、在宅で通算6カ月以上、常時おむつが必要と認められる方に紙おむつ購入時に使用できる助成券(1カ月1枚2,000円)を給付します。

対象者

要介護3以上または認知症高齢者の日常生活自立度判定基準Ⅰ以上の判定を受けている方。
介護保険の認定調査において排尿または排便が一部介助または全介助となってから6カ月が経過している方

▶ 火災警報器の給付

寝室に取り付けるための火災警報器の給付を行っています。

対象者

持ち家に居住する65歳以上で、介護保険の要介護等認定高齢者を含む高齢者世帯であり、低所得世帯(市民税非課税・均等割のみ課税)の方

▶ 在宅介護者介護手当の支給

要介護3以上または認知症(日常生活自立度判定基準Ⅲa以上)の高齢者の方と同居し、在宅で6カ月以上引き続き介護している方に、介護手当を支給します。

▶ 乳酸飲料の支給

75歳以上の在宅の一人暮らし高齢者の方に、安否確認のため、乳酸飲料を支給(週4本)します。

▶ 緊急通報装置の貸与

在宅の介護認定を受けている独居高齢者世帯および高齢者のみの世帯に、電話回線に接続して、ボタンを押すことによりコールセンターへ自動通報される緊急通報装置を貸与しています。

※電話料・電気代のみ自己負担

▶ 高齢者軽度生活援助事業

シルバー人材センターに委託し、世帯全員が要支援1以上の介護認定を受けている高齢者世帯に対して、軽易な日常生活上の作業の援助を行います。

▶ 高齢者生きがい活動支援通所事業

家に閉じこもりがちな高齢者に対し、通所の場を設けて各種サービスを提供することにより、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防を図ります。

▶ 高齢者ふれあいサロン

誰もが立ち寄れる「お茶のみ広場」的な場所を開いています。

対象者 おおむね60歳以上の方

実施場所 町会の会所など

▶ 高齢者配食支援事業

高齢者の安否確認・見守りを目的とした配食を支援する事業です。

対象者

65歳以上の高齢者のみの世帯で、総合事業対象者、要支援1・2、要介護1～5の認定を受けており、ケアプランなどで食事の調達が困難なため配食支援が必要と認められた方

内容 昼食または夕食の宅配

回数 1日1回、1週当たり5回以内

利用料 配食は実費負担です。詳しくは実施事業者にお問い合わせください。

その他

緊急連絡先の同意書が必要です。
ケアマネジャーなどとの契約がない場合は地域包括支援センターにご相談ください。
ケアプランなどがない場合、訪問調査を実施することがあります。

▶ 徘徊高齢者等見守りシール交付事業

市内に住所を有する在宅の方で、要支援、要介護などの介護認定を受けておりかつ、徘徊行動の可能性がある方(ケアマネジャーなどの意見を総合して判断します。)へ警察などの関係機関に保護された際に早期に身元が判明できるように「見守りシール」を交付しています。

▶ 高齢者外出支援事業

外出時に車いすを利用している高齢者などが通院する際にリフト付き福祉車両で送迎を行います(月3回まで)。

▶ 高齢者見守りネットワーク

高齢者の皆さまが、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、市・地域包括支援センター・協力事業所・協力機関、そして地域の皆さんが協力して高齢者の方を見守るネットワークです。次のようなときは、市や地域包括支援センターにご連絡ください。

- 数日間、新聞や郵便物がたまったままである
- 何日も雨戸が閉まったままで、夜になっても電気がつかない
- 洗濯物が数日間干しっ放しである
- 家の中から高齢者を大声で怒鳴る声が聞こえるなど

高齢者の相談機関・地域包括支援センター

地域包括支援センター	担当日常生活圏域
さの社協 ☎22-8129 大橋町3212-27 (佐野市総合福祉センター内)	佐野
	犬伏
佐野市医師会 ☎20-2011 植上町1677 (佐野医師会病院内)	植野
	界
	吾妻
佐野厚生 ☎27-0100 堀米町1728 (佐野厚生総合病院内)	堀米
	旗川
	赤見
	田沼
佐野市民病院 ☎62-8281 田沼町1832-1 (佐野市民病院内)	田沼南部
	栃本
	田沼北部
	戸奈良
	三好
	野上
	新合
	飛駒
	葛生
	常盤
氷室	
くずう ☎84-3111 あくと町3084 (葛生あくと保健センター・佐野市社会福祉協議会葛生支所内)	

障害者手帳(身体・知的・精神)の交付

問 障がい福祉課 TEL20-3025

▶ 身体障害者手帳

身体(視覚・聴覚・言語・肢体・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸機能・HIVによる免疫機能・肝臓など)に障がいのある方が、いろいろな援助を受けるときに必要です。

▶ 療育手帳

知的障がいのある方が、いろいろな援助を受けるときに必要です。

▶ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある方が、いろいろな援助を受けるときに必要です。

医療費などの助成・補助

問 障がい福祉課 TEL20-3025

▶ 更生医療・育成医療

身体障がい者・障がい児が円滑な日常生活を送れるよう、障がいを軽くしたり、機能を回復したりするための医療(関節形成手術・心臓手術など)が受けられます(世帯の所得に応じて負担額が設定されています)。

▶ 精神通院医療

心の病気で、病院や診療所への通院をした場合に、その医療を1割負担で受けることができます(世帯の所得に応じて負担上限額が設定されます)。

手当・給付金など

問 障がい福祉課 TEL20-3025

心身に障がいのある方やその家族、保護者に、さまざまな支援を行っています。

- 特別児童扶養手当
- 障害児福祉手当
- 特別障害者手当
- 在宅介護者介護手当
- 難病患者等福祉手当
- 精神障がい者福祉手当

日常生活のサービス

問 障がい福祉課 TEL20-3025

心身の障がいのある方が自立し、生きがいをもって暮らしていくためのサービスを行っています。

- 補装具費(購入・修理)の支給
- 日常生活用具の給付
- 身体障がい者自動車改造費の助成
- 緊急通報装置の貸与
- 障がい者福祉タクシー利用券の発行
- おもいやり駐車スペース利用証の交付
- 手話通訳者・要約筆記者の派遣
- ヘルプマーク・カードの交付

障がいなんでも相談

専門スタッフによる相談会です。分からないこと、悩んでいること、困っていることがありましたら、お気軽にお越しください(秘密厳守)。

相談日

第1・3水曜日(祝日・年末年始を除く)

午前10時～正午

主に、身体障がい、知的障がいなどに関する相談を実施します。

(スタッフ)障がい者相談支援センターみどり

TEL24-5759

場所

「どんぐり」内相談室(駐車場あり) 大町2751-1

障がい者相談支援 「障がい者相談支援センターみどり」

支援センターに配置された相談支援専門員などが、障がいのある方やそのご家族のさまざまな相談に応じます。

所在地

〒327-0831 浅沼町146-5 TEL24-5759

業務内容

- 福祉サービス利用のための援助
- 家庭訪問などによる相談支援
- 成年後見制度の利用支援 など

相談支援事業所「相談支援事業所さの」

支援事業所に配置された相談支援専門員などが、障がいのある方やそのご家族のさまざまな相談に応じます。

所在地

〒327-0843 堀米町3905-4 TEL21-6811

業務内容

- 福祉サービス利用のための援助
- 家庭訪問などによる相談支援
- 成年後見制度の利用支援 など

福祉についての相談

問 社会福祉課 TEL20-3020

▶ 福祉ホットライン

電話による福祉全般の相談を受け付けています。福祉相談専用の電話で、相談員が直接電話で相談に応じます。

TEL22-8111

▶ 生活困窮者相談

経済的な問題などで生活にお困りの方から相談を受け、自立のための継続的な支援を行う事業です。

【対象者】 以下の(1)～(3)の全てに該当する方

- (1) 佐野市にお住まいの方
- (2) さまざまな理由で経済的に困窮の方
- (3) 生活保護を受けていない方

相談窓口

佐野市社会福祉協議会(佐野市総合福祉センター内)

TEL22-8113

生活保護

問 社会福祉課 TEL20-3020

世帯の収入が、国の定める基準である最低生活費を下回る場合、最低生活費と収入を比較して差額を支給する制度です。預貯金・動産・不動産などの資産、働く能力(稼働能力)、親族などからの援助・支援、年金・雇用保険・手当などの生活保護以外の社会保障制度などを活用してもなお、最低生活費に不足する分を補うものです。詳しくは社会福祉課へご相談ください。

〈 広告 〉



HAPPY HAPPY

就労継続支援A型事業所
Happy Happy ハッピーハッピー

一人ひとりの能力や適性を見て、ご本人がやりがいを持って取り組めるお仕事をお願いします。スタッフがしっかりとサポートするので、未経験の方も安心してお越しください。

☎ 0283-20-3300

佐野市高砂町2865-1
佐野ビジネスセンタービル東館4階



健康の郷

すみれ・絆

佐野市葛生西3-12-19 ☎0283-86-3203

住宅型有料老人ホーム、高齢者介護、ショートステイ、終身入居

「自然」と「歴史」の町

お一人暮らしで寂しい思いをいませんか？
私たちは自然と歴史の町でお手伝いさせていただきます。

住宅型
「和」のこだわり

日常生活にお困りのお年寄りや、
ご家族の快適な生活をサポート致します。

身体介護中心サービス ケアサポート室
生活援助中心サービス